

寒河江市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和6年3月25日

寒河江市長 佐藤 洋 樹

寒河江市条例第15号

寒河江市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部
を改正する条例

寒河江市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年市条例
第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「20, 200立法メートル」を「20, 200立方
メートル」に改め、同条第3項第1号中「の内」を「のうち」に改め、同項第4
号中「17, 300立法メートル」を「17, 300立方メートル」に改め、同
条第4項第1号中「第3項第1号」を「前項第1号」に改める。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に
改める。

別表中「幸田町」を「幸田町、高瀬台」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。